

# 令和2年度 全国健康保険協会千葉支部の収支について

# 令和2年度 千葉支部の収支について

## 「収入について」

- 令和2年度の収入総額2,362億円となり、前年度から21億円減少（対前年度比▲0.9%）した。千葉支部の被保険者数は増加（対前年度比+6.0%）しているものの、標準報酬月額減少（対前年度比▲0.4%）や賞与の減少、特例※として一部の保険料の納付が猶予されていることが理由と考えられる。 ※新型コロナウイルス感染症等の影響により保険料の納付が困難な場合に、特例として保険料の納付が猶予される制度。

## 「支出について」

- 令和2年度の支出総額は2,202億円と前年度から46億円の減（対前年度比▲2.0%）となっている。その約半分を占める医療給付費については前年度から65億円減少（対前年度比▲5.3%）となっている。これは新型コロナウイルス感染症の影響による加入者の医療機関への受診動向等の変化の影響等によって加入者一人当たり医療費が減少（対前年度比▲2.9%）したことが理由と考えられる。

## 「収支差について」

- 令和2年度の千葉支部の収支差は161億円と前年度から25億円の増（対前年度比+18.0%）となる。全国平均分は+22億円、地域差分は+2.6億円となっている。
- なお、収支差のうち地域差分の2.9億円については令和4年度の保険料率算定の際に精算することとなり、保険料率換算すると保険料率に-0.01%の影響がでる見込みである。（保険料率換算は令和2年度の総報酬額の実績に基づく参考値であり、変更となる可能性がある。）

## 【令和2年度の収支について】

（単位：百万円）

	収入	支出	計	収支差	
				全国平均分	地域差分
千葉	236,232	220,151	16,081	15,792	289
R1決算	238,367	224,745	13,623	13,596	27
増減	(▲2,136)	(▲4,594)	(+2,458)	(+2,196)	(+262)
伸び率	(▲0.9%)	(▲2.0%)	(+18.0%)	(+16.1%)	(+970.5%)
全国計	9,482,473	8,864,168	618,305	618,305	-
参考 R1決算	9,647,576	9,107,696	539,880	539,880	-
増減	(▲165,103)	(▲243,528)	(+78,425)	(+78,425)	-
伸び率	(▲1.7%)	(▲2.7%)	(+14.5%)	(+14.5%)	-

## 【収支差の考え方】

### ○全国平均分

適用した保険料率の全国平均が実績の均衡保険料率に比べて高く、剰余となったことを表すものとなる。便宜的に各支部に振り分けているもので、実際に各支部に割り当てられたものではない。

### ○地域差分

加入者一人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表すもので、当該年度の医療費が保険料率算定時より低ければプラス、高ければマイナスとなる。

※百万円未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合があります。

# 令和2年度 千葉支部の収支の内訳について

## 【令和2年度の収入について】

(単位：百万円)

	収入	保険料収入		その他収入	債権回収		
		一般分			以外		
千葉	236,232	235,670	235,635	561	191	370	
R1決算	238,367	237,083	237,041	1,285	1,039	245	
増減	(▲2,136)	(▲1,412)	(▲1,406)	(▲723)	(▲848)	(+125)	
伸び率	(▲0.9%)	(▲0.6%)	(▲0.6%)	(▲56.3%)	(▲81.6%)	(+50.8%)	
参考	全国計	9,482,473	9,461,784	9,460,421	20,689	7,489	13,200
R1決算	9,647,576	9,593,872	9,592,206	53,704	41,269	12,435	
増減	(▲165,103)	(▲132,088)	(▲131,785)	(▲33,015)	(▲33,780)	(+765)	
伸び率	(▲1.7%)	(▲1.4%)	(▲1.4%)	(▲61.5%)	(▲81.9%)	(+6.2%)	

## (参考) 各種指標の増減等について

	加入者数	被保険者数	被扶養者数	標準報酬月額	加入者一人	
					当たり医療費	
千葉	1,001,738人	620,371人	381,367人	305,644円	171,671円	
R1	961,161人	585,361人	375,800人	306,991円	176,870円	
増減	+40,577人	+35,010人	+5,567人	▲1,347円	▲5,199円	
伸び率	(+4.2%)	(+6.0%)	(+1.5%)	(▲0.4%)	(▲2.9%)	
参考	全国	4,029.3万人	2,488.4万人	1,540.9万人	290,305円	175,428円
R1	4,034.3万人	2,473.2万人	1,561.1万人	290,742円	180,615円	
増減	▲5.0万人	+15.2万人	▲20.2万人	▲437円	▲5,187円	
伸び率	(▲0.1%)	(+0.6%)	(▲1.3%)	(▲0.2%)	(▲2.9%)	

## 【令和2年度の支出について】

(単位：百万円)

	支出	医療給付費 (国庫補助を除く) (調整後)								現金給付費等 (国庫補助等を 除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を 除く)	業務経費 (国庫補助を 除く)	一般管理費 (国庫負担を 除く)	その他支出	平成30年度の 収支差の精算	平成30年度のインセンティブ			
		医療給付費 (国庫補助を除く) (A) - (B)		医療給付費 (A)	災害特例分(B)		年齢 調整額	所得 調整額	激変緩和							加算額	減算額		
		平成30年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)		平成30年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)													
千葉	220,151	115,934	115,103	115,103	-	-	▲2,560	3,391	-	11,482	88,137	3,377	937	998	▲806	93	93	0	
R1決算	224,745	122,422	120,718	120,718	-	-	▲2,618	3,616	707	11,082	86,118	3,429	1,094	877	▲278	-	-	-	
増減	(▲4,594)	(▲6,488)	(▲5,615)	(▲5,615)	-	-	(+58)	(▲225)	(▲707)	(+400)	(+2,018)	(▲53)	(▲157)	(+121)	(▲528)	(+93)	(+93)	(±0)	
伸び率	(▲2.0%)	(▲5.3%)	(▲4.7%)	(▲4.7%)	-	-	(▲2.2%)	(▲6.2%)	-	(+3.6%)	(+2.3%)	(▲1.5%)	(▲14.3%)	(+13.8%)	(+189.7%)	-	-	-	
参考	全国計	8,864,168	4,755,777	4,755,777	4,757,828	395	1,656	-	-	-	449,569	3,450,847	132,217	36,692	39,065	-	-	3,663	▲3,663
R1決算	9,107,696	5,033,633	5,033,633	5,037,816	2,270	1,912	-	-	-	440,046	3,419,592	136,178	43,441	34,806	-	-	-	-	
増減	(▲243,528)	(▲277,856)	(▲277,856)	(▲279,988)	(▲1,875)	(▲256)	-	-	-	(+9,523)	(+31,255)	(▲3,960)	(▲6,749)	(+4,259)	-	-	-	-	
伸び率	(▲2.7%)	(▲5.5%)	(▲5.5%)	(▲5.6%)	(▲82.6%)	(▲13.4%)	-	-	-	(+2.2%)	(+0.9%)	(▲2.9%)	(▲15.5%)	(+12.2%)	-	-	-	-	

(注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和2年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う平成30年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。

また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

5. 「平成30年度の収支差の精算」は、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 「インセンティブ」は、平成30年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。

7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わります。

# 「参考」都道府県単位保険料率の算定について

## ○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率  
(平成20年9月まで)

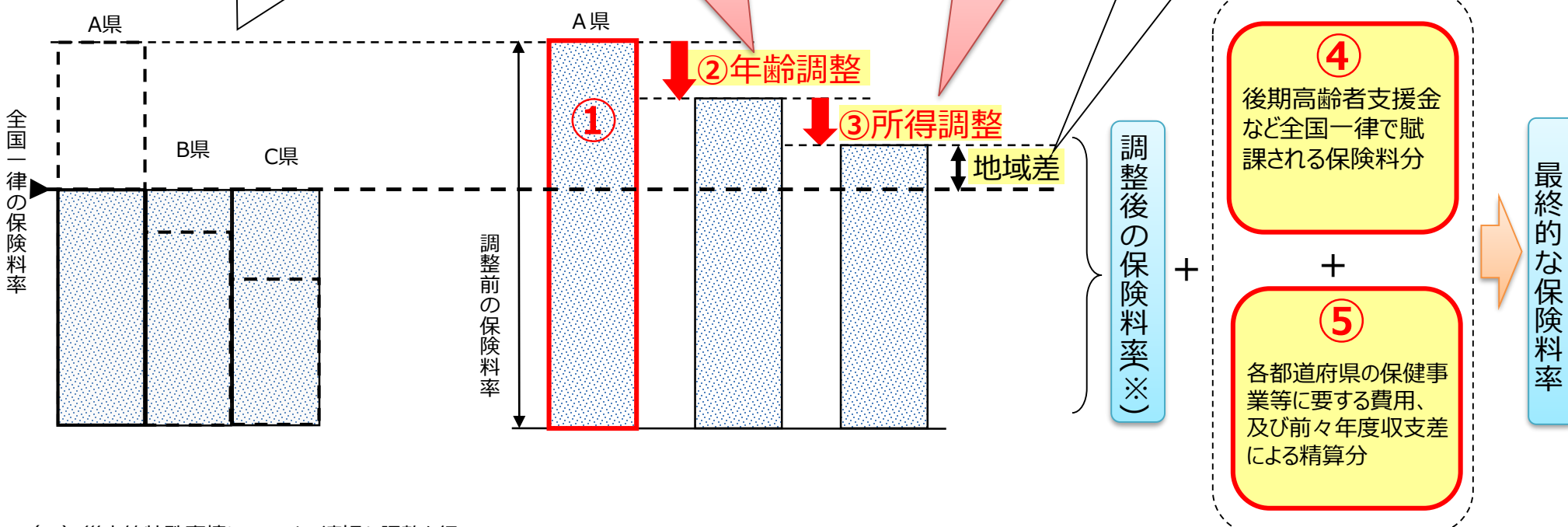
都道府県単位保険料率(平成20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる



(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。